

株式会社レノファ山口、イオングループ及びホームタウン自治体との「地方創生、まちづくりパートナーシップ包括連携」に関する協定書

株式会社レノファ山口（以下「甲」という。）、マックスバリュ西日本株式会社を代表とするイオングループ（以下「乙」という。）、及びホームタウン自治体である美祢市（以下「丙」という。）は、地方創生、まちづくりに関するパートナーシップ包括連携について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が幅広い分野で連携し、地域社会の発展と住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について必要に応じ、連携・協力する。

- (1) スポーツ・文化の振興に関すること。
- (2) 子育て支援及び青少年の健全育成に関すること。
- (3) 商業・観光の振興に関すること。
- (4) 健康増進、食育及び食の安全に関すること。
- (5) 地産地消の推進、オリジナル製品の開発及び販売に関すること。
- (6) ICカード等の活用による地域振興に関すること。
- (7) 高齢者・障がい者の支援に関すること。
- (8) 暮らしの安全・安心に関すること。
- (9) 地域防災に関すること。
- (10) 市政情報の発信に関すること。
- (11) その他地域の活性化及び住みよいまちづくりに関すること。

2 甲、乙及び丙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲、乙及び丙のいずれかが、協定内容の変更を申し出た時は、その都度協議し、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙又は丙が書面により申出を行わない時は、有効期間が満了する日から1年間本協定は更新するものとし、その後も同様とする。

（情報保護）

第5条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から知り得た情報について、本協定の期間中はもとより協定の終了後も第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙それぞれが該当する事項については、協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各々1通を保有するものとする。

平成29年（2017年）4月15日

甲 株式会社レノファ山口
代表取締役社長

河村 孝

乙 イオングループ
代表 マックスバリュ西日本株式会社
代表取締役社長

加栗 章 男

丙 ホームタウン自治体
美祢市
美 祢 市 長

西岡 晃